を得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）	
ロ～ヘ　（略）	ロ～ヘ　（略）
五　配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類	五　配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類
イ　所得の額（令第十二条第三項において準用する令第四条及び令第十二条第五項において準用する令第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。）並びに法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）	イ　所得の額（令第十二条第三項において準用する令第四条及び令第十二条第五項において準用する令第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。）並びに法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書
ロ～ニ　（略）	ロ～ニ　（略）

様式第三号（表面）中「控除対象配偶者及び扶養親族」を「同一生計配偶者及び扶養親族」に、「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。

様式第三号（裏面）中「定める控除対象配偶者」を「定める同一生計配偶者」に、「地方税法に定める老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同法に定める同一生計配偶者」に、「に老人控除対象配偶者」を「に70歳以上の同一生計配偶者」に、「の控除対象配偶者」を「の同一生計配偶者」に改める。

様式第四号（裏面）中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

様式第七号（表面）中「控除対象配偶者及び扶養親族」を「同一生計配偶者及び扶養親族」に、「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。

様式第七号（裏面）中「定める控除対象配偶者」を「定める同一生計配偶者」に、「同法に定める老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同法に定める同一生計配偶者」に、「に老人控除対象配偶者」を「に70歳以上の同一生計配偶者」に、「の控除対象配偶者」を「の同一生計配偶者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中児童扶養手当法施行規則様式第六号の改正規定及び第二条の規定　令和元年八月一日

二　第三条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則様式第六号の改正規定　令和元年八月十二日

三　第一条中児童扶養手当法施行規則様式第一号及び様式第三号（裏面）の改正規定　令和元年十月一日

（経過措置）

第二条　平成二十九年以前の年の所得に係る児童扶養手当認定請求書及びこれに添えるべき書類については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第二十三号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日　　厚生労働大臣　根本　匠

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第四十五条の八関係）	**別表第三**（第四十五条の八関係）
一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料	一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料
イ～ヨ　（略）	イ～ヨ　（略）
タ　（略）	タ　メチルエチルケトンを五十％を超えて含有する物